

中央大学理事長 大村雅彦殿

中央大学学長 河合久殿

中央大学法学部長 猪股孝史殿

中央大学大学院法務研究科長 小林明彦殿

令和4年5月27日

中央大学法曹会会長 鈴木雅芳

提 案 書

中央大学法曹会は、会則において、中央大学の興隆に寄与することを目的とし、そのため、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すると定めている。中央大学法曹会は、中央大学法学部の茗荷谷移転及び法科大学院の駿河台移転を機に、「法科の中央」の栄誉を取り戻すために、中央大学に対して、どのような貢献、協力ができるかを検討した。

実務法曹界は、司法制度改革や社会の進展・複雑化・多様化に伴って激しく変化しており、法曹実務家（特に弁護士）の活動領域は裁判業務以外にも多種・多様化し、活動内容も複雑化・専門化・細分化している。このような社会や実務法曹界の変化に即応できる法曹実務家を育成する必要がある、育成のための教育科目・教育体制を整えることができれば、「法科の中央」のブランド力を高めることができ、法曹実務家を目指す学生に対しても強く訴求することができる。

幸い、中央大学は、各方面において活躍するOB・OGの法曹実務家を多数輩出しており、これら多数の法曹実務家の知識、経験、人脈などを活

用し、中央大学の研究者教員と協働することができれば、高度かつ魅力的な教育が可能となり、中央大学の名声をさらに高めることができる。

中央大学法曹会は、中央大学法科大学院の教授、中央大学法学部の教授、中央大学法科大学院出身の若手弁護士、中央大学の付属高校等に対するヒアリングの結果を踏まえ、付属高校の教育、法学部教育、法科大学院教育、若手法曹実務家への教育のそれぞれの段階において、中央大学に対し、様々な支援・協力ができるのではないかと結論に至った。

1. 付属高校生に対する支援策（法曹実務家になる動機付け）

中央大学の付属高校の生徒の多くは、法学部に進学することを望み、法曹実務家になることを将来の選択肢の一つとしていると思われる。しかしながら、高校生が法曹実務家と接する機会はほとんどなく、法曹実務家がどのような仕事をしているか具体的にイメージすることができないことが多い。そこで、付属高校の生徒たちに法曹実務家の業務の魅力ややりがいを伝えて、法曹実務家となる動機づけとするため、例えば、法曹実務家による出張授業や講演、エクスターンシップの入門版のような機会の提供、法曹実務家の職場見学、高校生版模擬裁判の指導などを実施することが考えられ、中央大学法曹会はそれらの実施を支援協力することができる。

2. 法学部生に対する支援策（法曹実務家を目指すモチベーションの向上）

中央大学法学部の学生は、日夜、司法試験に向けた受験科目の学習に励んでいるが、更に司法試験に合格し法曹実務家となった後の業務活動について具体的なイメージを抱くことができれば、モチベーションが高まり、日々の学習の励みともなる。昨今、法曹実務家（特に弁護士）の活動領域は多種・多様化しており、活動内容も細分化・専門

化している。法曹実務家（特に弁護士）の活動は、裁判業務以外にも、紛争予防法務、企業間の取引法務、国際ビジネスや国際人権問題に関わる法務、AI や先端技術の開発や利用に関する法務、企業内法務、非営利団体活動に対する法務、地方自治体、学校、医療機関あるいは介護施設などの法務、個人の生活全般に関わる日常的法律アドバイザーとしての法務、立法活動や行政活動に関わる法務、外国における法整備支援活動など多岐にわたる。

そこで、多種・多様な領域で活躍する中央大学法曹会の法曹実務家が自己の知識や経験を披歴する講演会の開催、カリキュラムの設置、法曹実務家の職場（法律事務所）見学会、法曹実務家による進路相談会などを実施することが有用であり、中央大学法曹会はそれらの実施を支援協力することができる。

3. 法科大学院生に対する支援策

司法試験は裁判関連科目を試験科目としており、中央大学法科大学院が、司法試験受験科目（裁判関連科目）を教育の中心とすることはやむを得ない。しかしながら、現在、法曹実務家の活動領域は多種・多様化、専門化、細分化しており、裁判業務以外の業務、例えば、契約書作成・契約交渉論、国際ビジネス法務、実践金融法務、実践ビジネスロー、企業法務 FP、コーポレート・ガバナンス、刑事弁護実務、債権保全・回収の実務、企業再建の実務、事業承継の実務、少年法・家事法の実務、医療分野の法務等が業務の中心となっている。また、法曹実務家としての長いキャリアを考えた場合、どのような領域で活躍できるのか（最近の法曹実務の動向）、現代社会における法曹実務家の存在意義とは何か（法曹の社会的使命）、これからの日本社会にとって法曹実務家はどのような役割を果たしていくべきか（法曹の将

来像)など、法曹実務家としてのあり方についても教育することが必要である。

もちろん、中央大学法科大学院においても、既にこれらの科目の多くを指導教科として設けているが、できれば、中央大学法科大学院と中央大学法曹会との定期的な協議の場を設けて、法曹実務の潮流を見据え、新分野・最先端の分野が指導教科として適切に抽出されているか、学生たちが魅力を感じる分野が選択されているか、他の法科大学院では提供できないカリキュラムを構築できないか、法曹実務家が講義や演習の教材作成などに協力できないか、法曹実務家が研究科教員とともに教員若しくは補助者として講義や演習を実施できないか、中央大学の求める教員や補助者を中央大学法曹会が推薦できないか、既存のエクスターンシップ制度を更に充実できないかなどの諸課題について協議し、中央大学法曹会の法曹実務家の知識、経験、人脈などを十分活用して頂きたいと考える。

なお、中央大学法曹会は、現在、法科大学院と連携して、卒業生に対する就職支援活動（自己アピールセミナー、進路決定セミナー、法律事務所の模擬面談）を実施しているが、支援活動の一層の充実強化も検討する必要がある

4. 法曹実務家に対する教育（リカレント教育）に対する支援

現在の法曹養成教育（法学部、法科大学院、司法研修所）では、裁判業務を中心とした教育がなされており、司法試験合格を目標とする学生に対しても、裁判例を中心とした教育がなされている。法曹実務家における紛争解決能力の重要性からそのこと自体は否定しないが、既述のとおり、現在の法曹実務は、活動領域が多種・多様化し、活動内容も複雑化・専門化・細分化しており、これらの新しい分野の教育

が不可欠である。中央大学においては、これまで学習する機会が少なかったこれらの最新分野についても、研究者が法曹実務家と協力して法曹実務家に教育する（リカレント教育）ことにより新たな地平を切り開き、日本の法曹養成教育をリードすることが望まれる。リカレント教育の一例をあげれば、法律科目としては、企業再編・承継法(M&A、事業承継)、企業再生法、刑事法（裁判員裁判）、国際取引等が、法律科目以外としては、法律実務と AI、プロジェクト・マネジメント等が、専門ゼミとしては、外国文献輪読会等が考えられる。

これらの教育は、研究者教員が法曹実務家と共同して実施することにより、受講する法曹実務家にとって有益であるだけでなく、研究者教員にとっても、最先端の法曹実務の知見を研究に取り入れてその研究水準を高めるとともに、更に研究成果を受講者を通じて法曹実務界に反映させることができるという利点もある。

現在でも中央大学法科大学院は、リカレント教育の科目を有しているが、これを中央大学法曹会と協力してブラッシュアップし、法曹実務家のみならず、政府機関や企業の法務担当者が魅力を感じるようなものにできれば、中央大学が、単に法学部や法科大学院レベルの教育だけではなく、社会的課題に取り組む法曹実務家に対するリカレント教育の場としても注目を集め、その名声を高めることができる。

- 5 中央大学法曹会としては、まずは上記 1 乃至 3 を喫緊の課題として取り組むべきであり、中・長期的な大学間競争戦略として上記リカレント教育協力についても積極的に取り組むべきであると考える。

以上